

「岡山県いじめ問題対策基本方針」が改定されました。

全ての子どもが「安心できる居場所」としての学校をめざして!



Point 1 いじめ防止対策推進法(H25)により、「いじめの定義」が変わっています

以前は…

自分より弱い者に対して一方的に、
身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
相手が深刻な苦痛を感じているもの

現在は…

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
(いじめ防止対策推進法 第2条)

学校の内外、苦痛の度合いに関係なく「いじめ」ととらえます
重大な事態になる前に、軽微ないじめも積極的に認知し、
解消に向け、適切に取り組むことが大切!

例え
ば…

冷やかしやからかい。悪口。集団による無視。物を隠される。軽くぶつかられる。遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。ネット上での誹謗中傷。など

「いじめ」はどの学校、どの子どもにも起こりうる問題です。

「いじめを認知している」ということは、
いじめの発見や解決に真剣に向き合っている証です!

Point 3 県全体で次のことに 重点的に取り組みます

<岡山県のいじめ問題対策の重点>

- 児童生徒がいじめの問題について考え、取り組む活動を全ての学校で行います。
- 学校園や地域と連携し、就学前の子育て研修を全ての保護者に実施します。
- 様々な事情・背景があるいじめに関する教職員研修を全ての学校で行います。
- 児童生徒への情報モラル指導や保護者への啓発を全ての学校で行います。
- 積極的に認知したいじめの100%解消を目指し、組織的に取り組みます。

Point 4 学校はいじめ問題の解消に向けて次のことに取り組みます

<改定のポイント>

- けんかやふざけ合いでも、嫌な思いをしている子どもの立場に立っていじめかどうかを判断し、対応します。
- いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組みます。
- いじめの発見・報告を受けた時は、速やかに、教職員間で情報を共有します。
- 学校の基本方針は、児童生徒、保護者には、必ず年度始めに説明し、いつでも内容を確認できるように学校のホームページ等に掲載します。

- 毎年、いじめ問題への取組を評価し、改善します。
- 全ての児童生徒に情報モラル教育を行います。
- 「解消」は①②に基づいて判断し、必要な見守り等を継続します。
①いじめの行為が3か月以上ないこと。
②本人と保護者に面談等で「心身の苦痛がない」ことを確認すること。

いじめ問題に社会全体で取り組みましょう!